

令和8年度松山－新千歳線乗継キャンペーン広告業務仕様書

1 業務目的

松山－新千歳線の路線再開に向け、国内他空港を経由した乗継利用を促進し、双方向の需要喚起及び既存路線の搭乗率向上を図るため、羽田、伊丹空港等を経由し、松山－新千歳空港間を乗継利用した方を対象に、航空代金の一部をキャッシュバックするキャンペーンを実施する。

本委託業務は、愛媛県及び北海道民等に向けて、令和8年度松山－新千歳線乗継キャンペーンを広く周知することを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。

3 キャンペーン概要

キャンペーン期間中に、松山－新千歳空港間を羽田、伊丹空港等を経由し乗継利用した場合に、先着順で航空代金の一部をキャッシュバックするもの。

名 称	令和8年度松山－新千歳線乗継キャンペーン（仮称）
対象搭乗期間	令和8年11月19日（木）～令和9年2月28日（日）まで
受付期間(エントリー)	令和8年10月29日（木）～令和9年2月28日（日）まで
受付期間(報告)	令和8年11月19日（木）～令和9年3月7日（日）まで
対象者	対象搭乗期間中に羽田、伊丹空港等を経由し、松山－新千歳空港間を利用し、次の要件を満たす者とする。 ・エントリーを行い、整理番号を取得していること。 ・マイレージ特典航空券を含まない、有償航空券にて対象区間を乗継利用したとき ・他の公的助成金や自治体の運賃補助等と重複して本助成を受給していないこと。
特 典	QUO カード Pay（デジタルギフト） ※事業費の範囲内で先着順に配布。
特典金額	往復利用1万円、片道利用5千円 ※1人あたり期間中最大で1万円まで。
その他	キャンペーンの申請受付、審査、景品発送は、委託者が対応。

4 業務内容

(1) 本キャンペーンのランディングページ（LP）の作成・運営

① 内容

- ア LPの作成、運営を行う。なお、LPの作成については、令和8年10月22日（木）までに、委託者と十分な調整を経たうえで作成し、作成したLPは、キャンペーンが受付開始される10月29日（木）から公開できるように調整すること。
- イ LPには、キャンペーン応募ページへのリンクを掲載するとともに、松山－新千歳空港間の乗継の利便性に関する情報や北海道、愛媛県の観光情報等を掲載（外部リンク可）し、両県間で観光需要を喚起する内容のレイアウトとなるよ

う工夫すること。

ウ その他、同キャンペーンの利用促進に繋がるものは提案を妨げない。実施の有無は最終的に委託者との協議を経て決定するものとする。

② 告知期間

ホームページ公開日から委託契約期間終了日まで

③ その他

他サイトからのリンクに対応するため、当サイトのバナー画像を作成すること。

(2) SNS を活用した LP の広告

① ターゲット

愛媛県、北海道在住者

なお、参加申込書を提出した者に対しては、別途、ターゲットの選定に係る参考資料（過去実施した同種事業のデータ等）を提供することとする。

② 内容

ア ターゲットがキャンペーンを認知するために、広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適なスケジュール及び配信方法を示すこと。なお、最終的には委託者との協議を経て決定するものとする。

イ ターゲットに効果的かつ効率的に訴求すると考える「配信エリア、性別、年齢」等を設定すること。なお、最終的には委託者との協議を経て決定するものとする。

ウ 原則、SNS 広告により広告配信を行うこととするが、ターゲットへ効果的かつ効率的に訴求すると考える他メディアがある場合は、その効果を示した上で、委託料の上限の範囲内で当該メディアを活用することも可とする。

(3) 成果達成度合いを図る指標（KPI）を設定し、効果検証スキームを提案すること。

・投稿のリーチ数、配信回数等の KPI は、(2) で選択したメディアの特性を踏まえたうえで提案することとし、最終的な KPI の設定は、委託者との協議を踏まえ、決定すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後、業務の進捗状況等に関する協議・報告を随時行うとともに、必要な調整を行うこと。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の完了検査を受けること。
- (4) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に提出し承諾を得なければならない。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、消耗品購入等の軽微な業務については、委託者の承認を得ずに再委託できるものとする。

7 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。なお、業務の終了後についても同様とする。
- (3) 受託者は、委託者から受領した資料をアクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務にのみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (4) 受託者は、当該業務完了時に、業務に必要な貸与書類（書面、電子媒体）について、受託者への返却若しくは消去又は破棄等を確実に行うこと。
- (5) 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

8 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 成果品

- (1) 提出物
 - ① 実績報告書 A4判紙媒体1部
 - ② 当該業務に関する関連資料一式
 - ③ その他 県が業務の確認に必要と認める書類。※①～③を記録した電子データ（DVD）も1部提出すること。
※著作権は全て委託者に帰属する。
- (2) 提出場所
松山空港利用促進協議会事務局（愛媛県観光振興課航空政策室）
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
- (3) 提出期限
令和9年3月19日（金）

10 その他の留意事項

- (1) 情報発信媒体企業との調整、情報発信に必要な許可の取得、情報発信のデザイン・施行・撤去など、プロモーションに要する費用は全て含むものとする。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。

- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者とで協議のうえ決定すること。